

第14期 千曲川上流地域森林計画変更計画書 (千曲川上流森林計画区) (案)

長野県佐久地域振興局管内 { 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、
南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、
御代田町、立科町 }

長野県上田地域振興局管内 [上田市、東御市、長和町、青木村]

令和5年4月1日変更

計画期間 自 平成31年 4月 1日
至 令和11年 3月31日

長野県

森林法(昭和26年6月26日付 法律第249号)に基づき、地域森林計画書を変更する。
なお、地域森林計画の変更は、令和5年4月1日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 特に効率的な施業が可能な森林の設定基準、森林の整備に関する事項の記載の追加

目 次

計画事項のうち下線で示した項目の内容について変更する。また、計画事項に変更のないものは掲載を省略している。

ページ番号は、計画樹立時のものを記載している。

I 計画の大綱

第1 千曲川上流森林計画区の概況	1
1 自然的背景 (位置、気候、地形、地質、土壌)	1
2 社会・経済的背景 (人口、農業、工業、商業、交通、観光)	2
3 森林・林業の現状と課題	3
(1) 森林面積と蓄積	
(2) 民有林の森林資源	
(3) 民有林の樹種構成	
(4) 森林の所有形態	
(5) 林業労働	
(6) 高性能林業機械	
(7) 林内路網の整備状況	
(8) 間伐	
(9) 素材生産、製材品出荷	
(10) 木材流通	
(11) 認証・認定制度	
(12) 木質バイオマス利用	
(13) 特用林産物	
(14) 林業用苗木	
(15) 森林病虫害による被害	
(16) 野生鳥獣による被害	
(17) 保安林の配備状況	
(18) 企業等による森林づくり	
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	10
1 伐採立木材積	10
2 造林面積	10
3 林道の開設及び拡張	11
4 保安林の指定または解除の面積	11

5	保安施設地区の指定	11
6	保安施設事業	12
第3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	13
1	みんなの暮らしを守る森林づくり	14
	(1) 多様な森林整備の推進	
	(2) 森林の保全に向けた取組の強化	
2	木を活かした力強い産業づくり	15
	(1) 林業再生の実現	
	(2) 信州の木の利用促進	
3	森林を支える豊かな地域づくり	17
	(1) 森林の適正な管理の推進	
	(2) 森林の多面的な利用の推進	
	(3) 野生鳥獣対策の推進	

II 計画事項

<u>第1</u>	<u>計画の対象とする森林の区域</u>	<u>19</u>
<u>第2</u>	<u>森林の整備及び保全の方針等</u>	<u>22</u>
1	森林の整備及び保全の目標等	22
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
2	公益的機能別施業森林の整備	25
3	<u>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法</u>	<u>29</u>
4	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	30
<u>第3</u>	<u>森林の整備</u>	<u>31</u>
1	伐採	31
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
	(2) 立木の標準伐期齢	
	(3) 立木の伐採・搬出に関する指針	
	(4) その他	
2	造林	<u>35</u>
	(1) <u>人工造林</u>	
	(2) 天然更新	
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	
	(4) その他	

3	保育及び間伐	42
	(1) 保育の標準的な方法	
	(2) 間伐の標準的な方法	
4	林道等路網の整備	49
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	51
	(5) 林産物の搬出方法	
	(6) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
5	森林施業の合理化等	52
	(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	
	(2) 林業に従事する者の養成及び確保	
	(3) 作業システムの高度化	
	(4) 流通・加工体制の整備	
	(5) その他	
第4	森林の保全	56
1	森林の土地の保全	56
	(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(3) 林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
2	保安施設	69
	(1) 保安林の整備	
	(2) 保安施設地区	
	(3) 治山事業	
	(4) 特定保安林の整備	
	(5) その他	
3	鳥獣害の防止	70
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
	(2) その他	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	71

(1) 森林病虫害等の被害対策	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防	
第5 保健機能森林	74
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	
(3) 保健機能森林における森林保健施設の整備	
(4) その他	
第6 計画量等	75
1 伐採立木材積	75
2 間伐面積	75
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	75
4 林道の開設及び拡張に関する計画	76
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	88
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林	90
(1) 要整備森林の所在及び面積	
(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法	
(3) 実施すべき施業の時期	
第7 保安林その他法令による制限林の施業方法	91

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

(単位:ha)

区 分		面 積	
佐久管内	小 諸 市	2,179	増 0ha
	佐 久 市	20,449	増 0ha
	小 海 町	7,360	減 -0ha
	佐久穂町	11,297	増 0ha
	軽井沢町	2,933	減 -0ha
	御代田町	1,469	減 -0ha
	立 科 町	3,369	
	川 上 村	13,452	減 -0ha
	南 牧 村	6,316	増 1ha
	南相木村	3,814	増 0ha
	北相木村	3,754	
	計	76,394	増 1ha
	上田管内	上 田 市	27,107
東 御 市		1,923	
長 和 町		7,602	減 -2ha
青 木 村		3,695	
計		40,327	減 -2ha
計 画 区 総 数		116,721	減 -1ha

注)1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、千曲川上流森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、佐久地域振興局、上田地域振興局において閲覧できる。

3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

4 増減面積が1ha未満の場合、備考に0haにて記載とする。

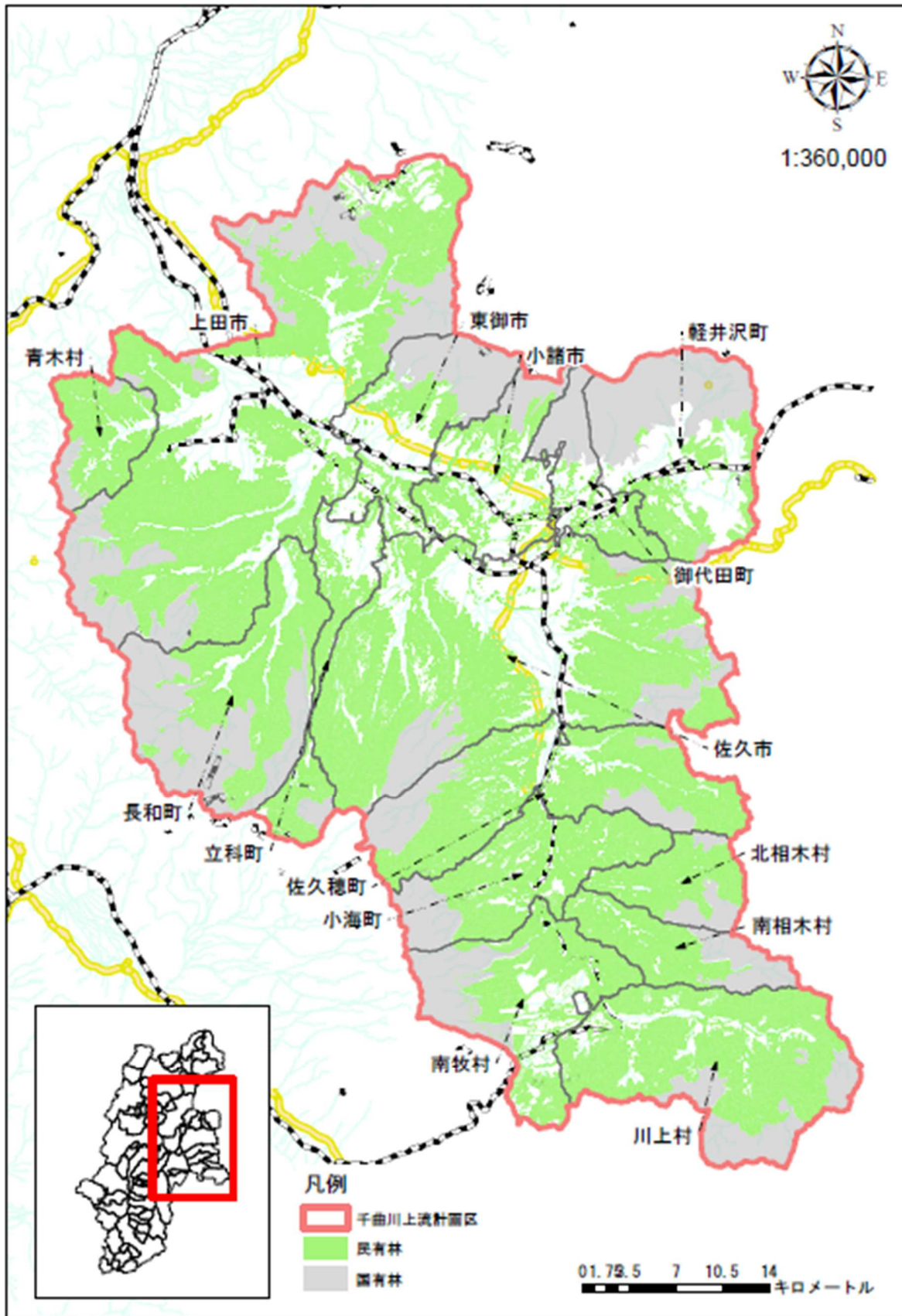
5 森林計画の対象とする森林の区域は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

【計画の対象とする森林の区域図】



第2 森林の整備及び保全の方針等

1～2 (中略)

3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定基準

【表2-5】木材生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材生産機能維持増進	① 林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

(2) 特に効率的な施業が可能な森林

【表2-6】特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
<u>特に効率的な施業が可能な森林</u>	<u>木材等生産機能維持増進区域のうち</u> 林小班単位で設定する。	次の①～⑤すべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※ これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

(3) 施業の方法 (略)

第3 森林の整備に関する事項

1 伐採(略)

2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

なお、市町村森林整備計画における造林に関する事項は、以下の内容を参考に造林を行う際の規範として定めるものとします。

(1) 人工造林

① 人工造林の対象地【表 3-5】

人工造林対象地	木材生産の適地
	<u>特に効率的な施業が可能な森林</u> 森林の有する多面的機能の発揮が必要な土地
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

② 人工造林の対象樹種及び植栽本数

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

人工造林樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

なお、樹種を選定にあたっては、事業対象地域に分布、生育する樹種は、土壌条件や傾斜、水分状況等により植栽予定地と周辺とで必ずしも一致するとは限らないので注意が必要であり、適地適木的前提に従って、それぞれの環境に適合する樹種を選定するものとします。

また、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとします。

また、特定苗木（成長に優れたエリートツリー）や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選定に努めるとともに、適切な再造林を図っていくため、森林施業の合理化や省力化等の観点から一貫作業システムや低密度植栽の導入を推進することとします。

対象樹種とその植栽本数は、表 3-6 を基準とします。

【表3-6】人工造林樹種及び植栽本数一覧表

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
植栽本数 (ha 当たり)	3,000 本	3,000 本	3,000 本	2,300 本	3,000 本	3,000 本

- 注) 1 上記本数を基準とするが、苗木や品種の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定することとする。
 2 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整することとする。

③ 人工造林の標準的な植栽方法(略)